

鹿島市子ども教育大綱

大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、新たな教育委員会制度が平成27年4月から始まりました。新制度では、地方公共団体は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする事となっており、総合教育戦略会議での協議等を経て策定しました。

策定までの過程

新たな制度においては市民の声を十分に反映させる必要があることから、そのことに心掛けた策定手続きに努めました。具体的には次のとおりです。

- ・ 鹿島市総合教育戦略会議 平成27年5月から平成28年3月まで 10回
- ・ 区長会と市長との懇談会 平成27年8月26日
- ・ 小中学校PTAと市長との懇談会 平成27年9月から10月まで
 - ・ 浜小学校(9月2日)、明倫小学校(9月9日)、鹿島小学校(9月9日)、古枝小学校(9月29日)、能古見小学校(10月1日)、七浦小学校(10月2日)、北鹿島小学校(10月5日)
 - ・ 東部中学校(9月11日)、西部中学校(9月30日)
- ・ 鹿島市議会との意見交換 平成28年2月2日
- ・ 意見公募手続き（パブリックコメント） 平成28年2月

鹿島市における大綱の考え方と位置付け

- ・ 子どもたちとその教育に焦点をあて、鹿島市における教育の方向性を示すものとしています。
- ・ 一方で、鹿島市では総合計画を策定し、鹿島市の将来像やまちづくりの基本的な考え方、様々な分野での施策などを掲げ、市の最上位計画としています。
- ・ 大綱と総合計画とはその制度としての体系は異なりますが、鹿島市の教育施策にとっては密接なものであることから、総合計画と整合性がとれた大綱としています。
- ・ 第六次鹿島市総合計画^{※1}にある施策やそれを補強する施策を大綱の付属資料として取りまとめ、大綱に定める基本方針と個別方針を見定めながら、それらの施策を横断的かつ戦略的に展開します（ただし、市の権限でない高等学校、大学教育の分野については除きます。）。

※1 第六次鹿島市総合計画は、市議会平成27年12月定例会での議決を受けた、平成28年4月から始まる5年間の鹿島市の総合計画となります。

大綱の概要

この大綱は、子どもたちの理想とする姿→対応のあり方→基本方針→個別方針を一体とし、大綱の付属資料として、大綱に連動する施策を施策リストで取りまとめています。

期間等

大綱の期間は、既述の考え方と位置付けにあるとおり第六次鹿島市総合計画との関係から総合計画と歩調をあわせ、平成28年4月から平成33年3月までとします。

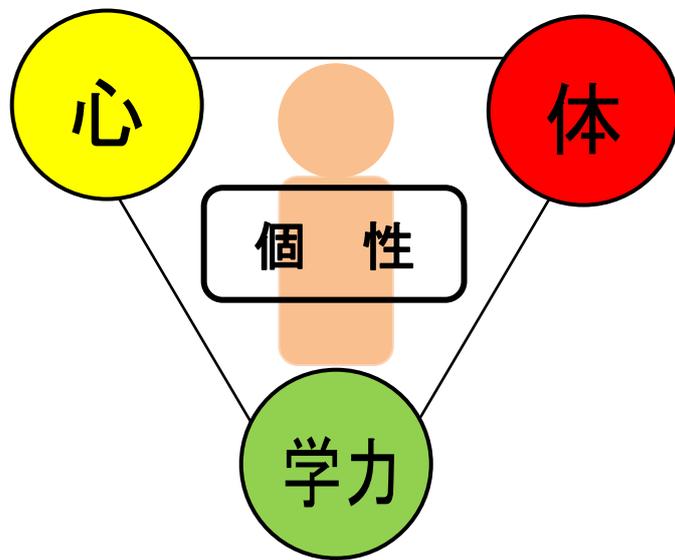
期間の途中であっても総合計画の見直し等がある際は、この大綱についても必要な見直しを行います。



子どもたちの理想とする姿 ～ 次代を担う子どもたちの理想とする姿についての目標の設定

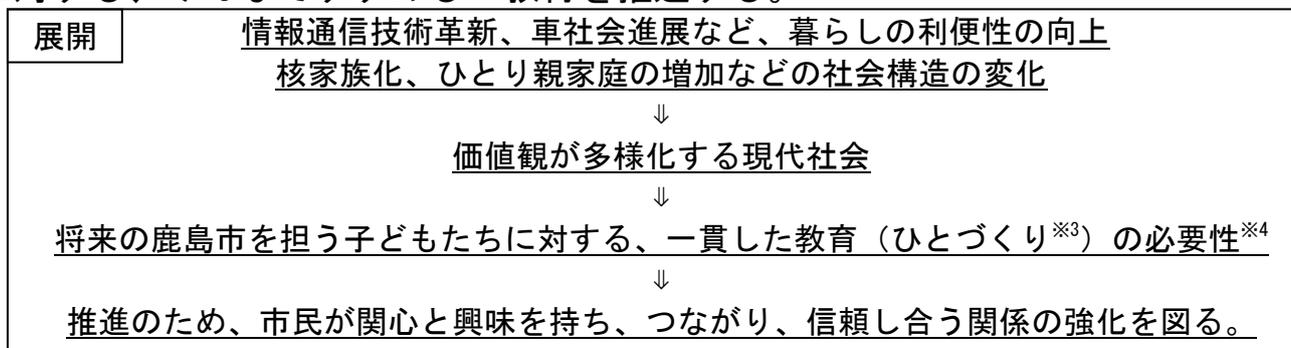
心と体そして学力について調和のとれた成長と、その過程で個性を見だし、その個性を磨く。

- ◎ 心 … 自分、家庭、人、ふるさとを大切にする。
- ◎ 体 … 適度な運動、バランスのとれた食事、必要な休息によって、しっかりとした体を作る。
- ◎ 学力… 基礎学力を習得した上で、確かな学力※²を身に付ける。

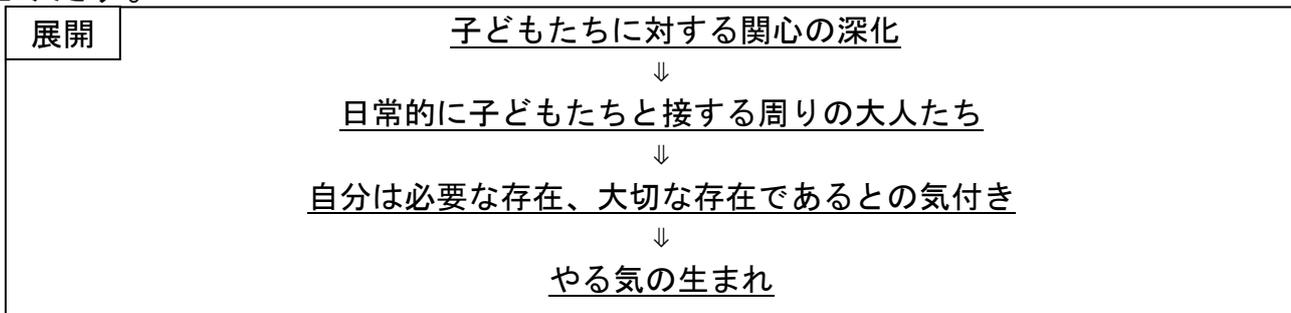


対応のあり方 ～ 子どもたちを取り巻く背景から展開する目標達成のための対応

- ▶ つながりと信頼 … 社会が変化し、価値観が多様化する現代、将来を担う子どもたちに対する、みんなですすめる※³教育を推進する。



- ▶ やる気 … 周りの大人たちなどが子どもたちに関心を持ち、接することで、やる気を生み出す。



※² 確かな学力とは知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものをいう（文部科学省 HP より）。

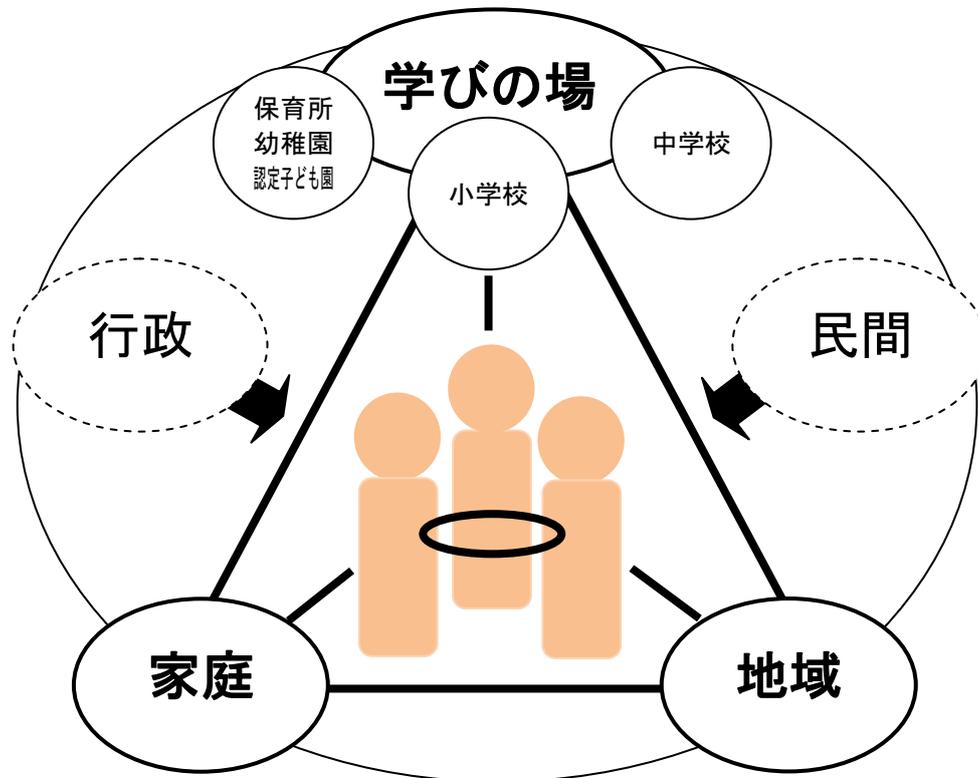
※³ 第六次鹿島市総合計画基本構想の中では、「しごと・ものづくり ひとづくり まちづくりの好循環を目指します」と「みんなですすめるまちづくり」を施策の基本的考え方としている。

※⁴ この大綱に掲げる基本方針・個別方針に基づく教育を幼児期からの成長の過程において一貫して行い、ひとづくりにつなげていくという趣旨。

基本方針 ～ 目標と対応を踏まえた教育方針

「つながり」と「信頼」の関係を強め、

「やる気」を呼び起こす「みんな」ですすめる教育



個別方針 ～ 基本方針に基づく6つの分野における個別方針

分野	個別方針
① 子どもたち・やる気	<ul style="list-style-type: none"> ▶心、体、学力の成長 <ul style="list-style-type: none"> ・心…ふるさと教育、人権教育、福祉教育などにおける見せる・感じさせる体験教育 いのち生命を大切にする教育、いじめを許さない教育 ・体…規則正しい生活の習慣化 ・学力…継続と徹底の教育、ICTの効果的な利活用^{※5} ▶個性の磨き…地域における指導者、団体の発掘・育成 市内外での様々な体験・学習機会の創出 ▶やる気…意欲が発揮できる環境づくり
② つながりと信頼のための関心と興味	<ul style="list-style-type: none"> ▶積極的な情報（効果、検証等）の提供及び課題の共有 ▶より開かれた教育現場の構築
③ 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ▶子どもの成長に合わせた家庭教育への支援 ▶経済的な支援 ▶ワークライフバランス^{※6}の確保
④ 地域	▶地域での居場所づくり、世代間交流、シルバー世代等の地域の力の取り込みの推進
⑤ 学びの場	<ul style="list-style-type: none"> ▶教職員の資質の向上 ▶教える側と教わる側の教育環境の充実 ▶縦（幼保小中）と横（学校間等）の連携
⑥ 施策の横断的な連携	▶子どもを中心とし、また子どもの視点を取り入れた施策の展開

※5 ICT利活用教育とは「コンピュータやインターネット等の情報通信技術を活用した教育」のことで、分かりやすく深まる授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成、校務の情報化等の側面を通じ教育の質の向上を目指す目的で全国的な取組が推進されている。

※6 ワークライフバランスとは「仕事と生活の調和」のことで政府は憲章や指針を策定し、社会全体での取組が推進されている。

施策 ～ 方針に伴う主な施策

方針に伴い取り組んでいく施策のうち、主なものは次のとおりです。詳細なものについては付属資料として別冊の施策リストで取りまとめています。

個別方針	施策
【心】 ふるさと教育、人権教育、福祉教育などにおける見せる・感じさせる体験教育 いのち生命を大切に ^{いのち} する教育 いじめを許さない教育	・次代の親となる若者や子どもたちが結婚・出産・子育てへの夢や希望を持てるよう子育て世代との交流を推進します。 ・ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育む教育を推進します。 ・人権・生命の尊重などの学習をとおして人を思いやる心を育みます。
【体】規則正しい生活の習慣化	・健康づくり・疾病予防対策の充実 ・健全な食生活を高める食育および地産地消の推進
【学力】継続と徹底の教育、ICTの効果的な利活用	・各種支援員、相談員、外部講師等の活用 ・ICT（情報通信技術）利活用教育の促進
【個性の磨き】 地域における指導者、団体の発掘・育成 市内外での様々な体験・学習機会の創出	・個を活かした、一人ひとりの能力を伸ばす教育を推進します。 ・生涯スポーツの指導者育成とスポーツ機会の提供機会を増やし、心身の健康保持、増進を図ります。
【やる気】 意欲が発揮できる環境づくり	・学習意欲の向上、主体的に学習に取り組む姿勢と態度の醸成 ・子どもたちの自主性、協調性の育成および青少年の健全育成
積極的な情報（効果、検証等）の提供及び課題の共有	・市民と行政が一体となって鹿島のまちづくりを考えていくために、情報の共有化を図り、誰もがまちづくりに参加できるシステムづくりをすすめます。
より開かれた教育現場の構築	・地域の信頼に応える学校づくりを目指します。
子どもの成長に合わせた家庭教育への支援	・子どもの年齢や家庭の状況に応じた支援の選択ができるよう、多様な子育てサービスを確保します。 ・早期からの教育相談、支援体制の構築に努めます。
経済的な支援	・子どもの医療費助成による子育て家庭の経済的援助の充実
ワークライフバランスの確保	・ワークライフバランス実現に向けた企業支援や地域への啓発
地域での居場所づくり、世代間交流、シルバー世代等の地域の力の取り込みの推進	・住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上 ・地域コミュニティ活動や市民主体の組織活動を支援し、世代を超えた交流活動を通じ、“地域の絆づくり”を推進します。
教職員の資質の向上	・教職員の資質の向上と指導力強化による学力の向上
教える側と教わる側の教育環境の充実	・保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育提供体制の確保 ・快適な教育環境の整備に努めます。
縦（幼保小中）と横（学校間等）の連携	・教育・保育の質の向上と幼・保・小の連携強化 ・小中連携の推進と小学校から中学校へと続く義務教育の「学びの連続性」を考慮した効果的な指導の確立
子どもを中心とし、また子どもの視点を取り入れた施策の展開	・市民と行政が一体となって鹿島のまちづくりを考えていくために、情報の共有化を図り、誰もがまちづくりに参加できるシステムづくりをすすめます。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4 略

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3～9 略



みんなですすめる教育！
皆さんの御意見をお寄せ
ください。

【お問い合わせ先】

鹿島市総合教育戦略会議事務局

（鹿島市総務部総務課総務係）

TEL 0954-63-2113 FAX 0954-63-2129

Mail soumuka@city.saga-kashima.lg.jp

URL <http://www.city.saga-kashima.lg.jp/>